

にいがた民商

全商連常任理事会

3月24・25日の2日間、東京新宿で全商連理事会が開催され、全商連総会へ提案する方針案等を審議しました。

民商運動の基本方向に沿って、大企業・富裕層優遇とアメリカ従属政策を改め、中小業者が安心して楽しく営業していく平和で国民本位の社会を目指すことを確認しました。

総会方針では、改憲と消費税増税を阻止する運動、野党と市民の共闘に貢献し、民商理念を広く知らせる運動が強調されています。

中小業者をはじめとする立場の弱い多くの国民の苦しみを取り除き、一人一人が能力や個性を伸ばしながら、お金や時間を公平に有意義に使える社会を実現するための最短距離です。

日本国憲法には同趣旨の内容が書いてあります。人類普遍の原理と言っていますが、民商理念と共通します。そういう理想社会に向かう方向を目指しながら、中小業者の営業と生活を守る新潟民商の運動について提案いたします。

まず、経営要求。多くの中小事業者から共感を得られる活動を目指します。

事業家として独立するきっかけはさまざまですが、その目的は自分と家族の生活を賄うこと、さらに上を目指す目標は豊かな生活や大きな会社となると思います。

開業準備や開業時、開業後の手続きの学習会や、同業

や異業種との情報交換、経験交流、ビジネスチャンスにつながるイベントや会員同士の相互支援等を多彩に展開します。

次に、誰にでも起こりうる資金繰りや税金滞納等の困難と、業種や地域ごとに特有の問題への対策として、会

新潟民商

新潟民主商工会
新潟市沼垂西3丁目
電話(243)0141
18年4月9日

日程

- 4月22日(日) 県婦協総会
- 4月22日(日) スキルアップセミナー
- 4月29日(日) フラワーアレンジメント講座

員懇談会の開催や金融機関・行政機関への情報収集と交渉、政策提案活動に取り組みます。

そういう日常的な活動を基礎に、生活や営業に関係する法律や政治経済について気軽に学習できる機会を設けます。

なぜ苦しいのか、いつまで続くのか、五里霧中でもがくのではなく、会員の皆様が理想社会への展望を持つて、民商運動への確信を深められるようご案内いたします。

なぜ会員を増やすなければならないのか、政治を変えることが本当にできるのか、そのご理解をいただけるよう努力いたします。会員の皆様が民商の活動に積極的に参加してくださいますようお願いいたします。

近年、事務局へ寄せられる相談の内容が高度専門化しています。事務局員の負担軽減と知識不足による事故の防止を図るとともに、会員の皆様への目配りを充実する必要があります。個別、専門的な問題に対応できる弁護士や税理士、司法書士等との連携を検討します。

所得税の確定申告は

お済ですか？

所得税の確定申告の受け付けは3月15日までで、消

費税の申告は4月2日までになります。期限後申告で納税額が発生しますと、延滞金が加算されますのでご注意ください。



会員さんや会外の業者でまだ確定申告がお済でない方がいらっしゃったら早急に支部の役員さんまたは民商事務局までご連絡を！

雇用保険手続き、マイナンバー（個人番号）記載問題

（～厚労省からの回答～）

全商連が3月22日に厚労省に対し送った「雇用保険手続きにおけるマイナンバー（個人番号）記載問題の件」の要求に回答がありました。

要求内容は全商連が強く求めていたもので、①問題のチラシの撤回と記載がなくても受理すること、②個人番号の提示・提出を拒む従業員の番号を取得できない場合や外国人など日本の個人番号がない就労者の場合など、事業者が個人番号を収集できない状況に、柔軟に対応すること。この2つに対して次の通り回答がありました。

番号が不記載の場合、記載を指導することを前提にしていますが、「届出等を受理して差し支えない」としました。また、チラシについては「検討中」とのことですが、示された改訂版に「困難な場合は、個人番号の記載がない届出書を受理する」といった文言はありませんでしたのでさらなる改善が必要となります。

さらに厚労省からは、マイナンバー（個人番号）の提出を拒否する場合についての対応も回答が出されました。
まず労働者が事業主に対してマイナンバー（個人番号）の提出を拒んでいると申し立てがなされた場合に次に掲げる指導等を行った上で、届出等を受理して差し支えないとのことです。

- ① 当該事業所の他の労働者（平成28年1月以後に資格を得た者等）についてもマイナンバーの届出がなされていない場合には、当該未届出の労働者に係るマイナンバーの届出を指導すること。
- ② 今後行う届出等においても必ずマイナンバー（個人番号）の届出を行うよう指導すること。ただし、同理由でマイナンバーの記載がない届出を繰り返す事業主については、届出等の内容に不備があるため返戻するとともに、平成28年1月以後に資格所得届の提出のあった者のリストを提示し、当該者に係るマイナンバーの届出を強く指導すること。

なお、事業主等に対しては、個人番号の提供が受けられなかつた場合には、提供を求めた記録等を保存するなどし、単なる義務違反でないことを明確にしておくよう指導することと回答しました。

① イベント趣旨

全県集会として開催し、9条改憲阻止に向け、楽しくて元気の出るイベントとして成功させる。

② 日程

5月3日（木・憲法記念日）

開会・11時 閉会・15時

新潟市中央区万代3丁目 やすらぎ堤右岸（メディアシップ側）
③ 会場

④ 出店について

出店料：1店舗あたり3500円

開店時間：11時～15時（商品等がなくなり次第閉店）

準備するもの：テント、机1個、イス3脚は会場で用意。それ以外は出店者が個々に準備。

⑤ 申込方法

申請書を記入し実行委員会に提出
(新潟民商まで)連絡ください



※ 大型連休の印刷・輸送事情により、商工新聞4月30日号は休刊です。